

東京都立広尾病院
卒後臨床研修プログラム（歯科）

令和 2 年 4 月

東京都立広尾病院

目次

- I 研修プログラムの名称
- II 歯科医師臨床研修の概要
- III 研修プログラムの特色
- IV 歯科医師臨床研修のねらい
- V 研修プログラム
- VI 研修到達目標
- VII 臨床研修を行う分野及び研修期間
- VIII 指導体制
- IX 評価
- X 研修協力施設
- X I 研修医の募集及び選考方法
- X II 研修医の処遇

東京都立広尾病院卒後臨床研修プログラム（歯科）

I 研修プログラムの名称

東京都立広尾病院卒後臨床研修プログラム

II 歯科医師臨床研修の概要

歯科医師臨床研修の目標は、患者中心の全人的医療を理解し、全ての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を身に付け、生涯研修の第一歩とすることである。なお、この目標については、その施行状況等を踏まえ検討し、見直しを図る。

III 研修プログラムの特色

総合病院歯科として一般患者の診察のみならず、全身疾患を有する患者の保存・補綴・口腔外科、診療介助及び診察を行う。症例によっては全身状態管理を必要とする。そのような医療環境のなかで臨床歯科医師として必要不可欠な知識と技術を習得することが出来る。また、当科は救命救急センターを併設する高度専門病院の歯科口腔外科であり、病院歯科の役割として地域医療機関との連携を密にしている。その特徴を踏まえ、救急患者への対応、手術室や病室での処置などの基本的技能の修得を行う。

IV 歯科医師臨床研修のねらい

- ① 歯科医師として好ましい態度を身につけ、患者およびその家族との良い人間関係を構築する。
- ② 患者を取り巻く各種の情報を理解し、それに基づいた総合的治療計画の立案を行う。
- ③ 歯科口腔外科疾患の予防および治療における基本的技術を身につける。
- ④ 一般的によく遭遇する応急処置と頻度の高い歯科治療処置が確実にできる。
- ⑤ 歯科治療時の全身的偶発事態に適切に対応できる。
- ⑥ 自ら行った処置の経過を観察し評価を行い、診断と治療を常にフィードバックする態度・習慣を身につける。
- ⑦ 専門知識や高度先進技術に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けが出来る。
- ⑧ 歯科医師の社会的な役割を認識し、実践する。
- ⑨ 病院歯科の社会的な役割を認識し、病診連携の大事さを学習する。

V 研修プログラム

- ① 研修期間は2年間とする。
- ② 募集定員は1年次1名とする。
- ③ 研修開始時はオリエンテーションを行う。

- ④ これからの高齢化社会に対応できる歯科医師の育成を目的とする。「厚生省歯科臨床研修カリキュラム」に準じ、二年間の研修期間の中で、指導医のもと歯科口腔外科を中心とした臨床、基本的、基礎的な外来および入院患者への対応、手術室での実習を行う。研修1年目は歯科医師としての基本的知識、技能を身につけ、また麻酔科研修で歯科診療における全身管理を学ぶ。研修2年目は指導医のもとユニットを受け持ち、より高度な知識、技能を身につける。また、本人の希望により救急診療科もしくは麻酔科での研修を選択することができる。
- ⑤ 医科研修医とともに勉強会に参加し歯科以外の医学も学ぶ。また、院内発表会を行い、研究にも努める。

VI 研修到達目標

1 歯科医師臨床研修の到達目標

「基本習熟コース」については、研修歯科医自らが確実に実践できることが基本であり、臨床研修修了後に習熟すべき「基本習得コース」については、頻度高く臨床において経験することが望ましいものである。

2 歯科医師臨床研修「基本習熟コース」

一般目標

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

なお、以下に記載の症例数の数え方については、治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。(すべての流れを経験することが望ましい。)

(1) 医療面接 (目標症例数：30例)

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

【行動目標】

- ① コミュニケーションスキルを実践する。
- ② 病歴（主訴，現病歴，既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。
- ③ 病歴を正確に記録する。
- ④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- ⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- ⑥ 患者の自己決定を尊重する（インフォームドコンセントの構築）。
- ⑦ 患者のプライバシーを守る。
- ⑧ 患者の心身におけるQOL (Quality of Life)に配慮する。

⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。

(2) 総合診療計画 (目標症例数：30例)

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合診療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 適切で十分な医療情報を収集する。
- ② 基本的な診察・検査を実践する。
- ③ 基本的な診察・検査の所見を判断する。
- ④ 得られた情報から診断する。
- ⑤ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- ⑥ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- ⑦ 一口腔単位の治療計画を作成する。

(3) 予防・治療基本技術 (目標症例数：30例)

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

【行動目標】

- ① 基本的な予防法の手技を実施する。
- ② 基本的な治療法の手技を実施する。
- ③ 医療記録を適切に作成する。
- ④ 医療記録を適切に管理する。

(4) 応急処置 (目標症例数：10例)

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- ② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- ③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

(5) 高頻度治療 (目標症例数：50例)

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力

を身に付ける。

【行動目標】

- ① 齲蝕の基本的な治療を実践する。
- ② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- ③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- ④ 抜歯の基本的な処置を実践する。
- ⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

(6) 医療管理・地域医療 (レポートの作成を行う。)

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 保険診療を実践する。
- ② チーム医療を実践する。
- ③ 地域医療に参画する。

3 歯科医師臨床研修「基本習得コース」

一般目標

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

(1) 救急処置 (目標症例数：10例)

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- ② 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- ③ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- ④ 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- ⑤ 一次救命処置を実践する。
- ⑥ 二次救命処置の対処法を説明する。

(2) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① 医療安全対策を説明する。
- ② アクシデント及びインシデントを説明する。
- ③ 医療過誤について説明する。
- ④ 院内感染対策（Standard Precautions を含む）を説明する。
- ⑤ 院内感染対策を実践する。

(3) 経過評価管理

【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① リコールシステムの重要性を説明する。
- ② 治療の結果を評価する。
- ③ 予後を推測する。

(4) 予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

【行動目標】

- ① 専門的な分野の情報を収集する。
- ② 専門的な分野を体験する。
- ③ P O S (Problem Oriented System) に基づいた医療を説明する。
- ④ E B M (Evidence Based Medicine) に基づいた医療を説明する。

(5) 医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

【行動目標】

- ① 歯科医療機関の経営管理を説明する。
- ② 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。
- ③ 適切な放射線管理を実践する。
- ④ 医療廃棄物を適切に処理する。

(6) 地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① 地域歯科保健活動を説明する。
- ② 歯科訪問診療を説明する。
- ③ 歯科訪問診療を体験する。
- ④ 医療連携を説明する。

3 具体的な研修項目（1期：1年目）

1. 診査項目

1. 問診
2. 全身の診査
3. 口腔顎顔領域の診査
4. 診査用顎模型による診査
5. 顎・顔面・口腔の写真診査
6. 成長発育の診査
7. 習癖嗜好の診査

2. 検査項目

1. 器具を用いる齶蝕の検査
2. 器具を用いる歯周疾患の検査
3. 唾液の検査
4. 画像検査
 - ① 口内撮影法
 - i) 平行法
 - ii) 二等分法
 - iii) 咬翼法
 - iv) 咬合法
 - ② 口外撮影法
 - i) 頭部顔面単純投影法
 - ii) 後頭前頭位撮影法
 - iii) 側位撮影法
 - iv) 軸位撮影法

v) Waters 撮影法

③特殊撮影法

i) パノラマ X線撮影法

ii) X線断層撮影法

iii) 唾液腺造影撮影法

iv) 顎関節投影法

v) 頭部 X線規格写真

④その他

i) CT

ii) MRI

iii) RI 検査

5. 血液検査

①採血法

②データからの診断

6. 尿検査

7. 循環機能検査

8. 呼吸機能検査

9. 細菌学的検査

10. 病理組織学的検査

11. 心理・精神検査

3. 処置項目

1. 除通処置

2. 局所麻酔法

①表面麻酔

②浸潤麻酔

③伝達麻酔

3. 窩洞の形成と修復操作

①レジン充填

②インレー修復

4. 支台歯形成と修復操作

5. 歯髄の処置

①覆罩

②抜髄

6. 感染根管の処置

7. 根管充填

8. 歯周治療

- ① スケーリング
- ② ルートプレーニング
- ③ 暫間固定
- ④ 歯周ポケット搔爬

9. 抜歯

- ① 乳歯
- ② 永久歯

10. 口腔内消炎手術

11. 手術後処理

12. 可徹式欠損補綴処置

- ① 簡単な欠損症例における部分床義歯による補綴操作
- ② 簡単な欠損症例における全部床義歯による補綴操作
- ③ 単純な補綴処置破損の修理・調整

13. 入院患者の管理

14. 患者の継続管理

4. その他

1. 診療録等の作成

- ① 診療録の記載
- ② 処方箋の交付
- ③ 技工指示書の発行

2. インフォームド・コンセプト

- ① 患者の社会的、全身的背景の配慮
- ② 療養の方法とその他の指導

3. 診療計画・評価

- ① 情報収集
- ② 診療計画の作成・変更

4. 他科医師との連携による治療

5. 他の医療従事者との連携

4 具体的な研修項目（2期：2年目）

○口腔外科

1. 処置項目

1. 外傷の処置
2. 抜歯
 - ① 困難な永久歯
 - ② 智歯
 - ③ 埋伏歯
 - ④ ヘミセクション
3. 抜歯窩再搔爬
4. 後出血処置
5. 歯根端切除術
6. 歯根嚢胞摘出術
7. 口腔内消炎手術
8. 口腔外消炎手術
9. 小帯整形術
10. 歯槽骨整形術
11. 注射法
12. 精神鎮静法
13. 全身麻酔
14. ショックの救急処置

2. 診断と治療（緊急性のあるもの）

1. 歯髄炎
2. 歯周炎
3. 顎口腔領域の化膿性炎
4. 外傷
5. 口腔出血
6. 術後疼痛
7. 顎関節症

3. 特殊な口腔外科処置

○保存・補綴

1. 歯内療法、歯周療法

1. 急性歯髄炎、歯根膜炎、大臼歯の根管治療などより困難性の高い治療
2. 重度歯周疾患の患者指導、歯周外科の実施

2. 歯冠修復

1. 前歯、臼歯のブリッジによる歯冠補綴処置

3. 欠損治療

1. より困難な補綴治療操作

○有病者の歯科治療

1. 止血に注意する疾患の歯科治療

(白血病、特発性血小板減少性紫斑病、悪性貧血、骨髄異形成症などの出血性素因疾患、肝疾患など)

2. 感染予防を厳重にする疾患の歯科治療

(心弁膜症、心内膜炎、慢性関節リウマチなどの、その他易感染症疾患)

3. 術中管理を必要とする疾患の歯科治療

(重度な循環器疾患を持つ患者、脳血管障害患者など)

4. 服用薬物・投薬に注意すべき疾患の歯科治療

(鎮痛薬誘発性喘息、アレルギー、妊娠、抗凝固薬、薬物相互作用など)

VII 臨床研修を行う分野及び研修期間

1 臨床研修を行う分野

VIの歯科臨床研修到達目標にあげる各項目が該当する。

2 研修期間及び修了証

①当院研修医として2年間の研修期間を原則とする。

②研修期間修了後に修了証を発行する。

VIII 指導体制

1 プログラム責任者

歯科口腔外科部長 小林 裕

2 歯科研修管理委員会

歯科研修管理委員会委員長(プログラム責任者)、歯科研修管理委員会担当副院長、歯科研修管理委員会副委員長、選択診療科目の指導責任者、事務部の責任者、研修協力施設の研修実施責任者及び外部委員よりなる。

委員は緊密に連絡を取り、研修プログラムの全体的な管理、研修医の全体的な管理、研修医の研修状況の評価、採用時における研修希望者の評価、研修後および中断後の進路についての相談・支援、指導医の研修・評価などを行う。

3 指導医

指導医は臨床経験 7 年以上の歯科医師となる。例外として臨床経験 7 年未満の医師が指導する場合は、臨床経験 7 年以上の指導医のもとに行い、最終的な評価は当該指導医が行う。

4 患者の担当

上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を担当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。

IX 評価

1 評価の方法

当院では、歯科臨床研修リクワイアメント表を作成し、指導医及び研修医相互に研修内容について評価を行う。

2 評価の基準

上述の「VI 研修到達目標」に記載の各行動目標につき、以下のとおり 3 段階で評価を行う。

A：十分達成（経験）している

B：達成（経験）している

C：達成（経験）していない

X 研修協力施設

VI研修到達目標の 3（6）地域医療研修を下記施設で行う。

①研修協力施設： 渋谷区保健所

②研修内容及び期間： 公衆衛生、1 年次のうち 1 週間

③研修協力施設における研修実施責任者： 渋谷区保健所長

X I 研修医の募集及び選考方法

募集要項を公表し、それに基づいて募集し、当院の選考を経てマッチングにより決定する。選考及び募集定員は当該年度ごとに決定する。

X II 研修医の処遇

- ①身分：東京都非常勤職員
- ②報酬月額：302,400円（平成31年度）東京都非常勤報酬単価による。
- ③勤務時間：8時45分～17時30分
 - ※時間外勤務：無
- ④有給休暇：有（1年次10日、2年次11日）、夏季休暇有
- ⑤当直：無
- ⑥研修医宿舎：有
- ⑦研修医医局：有
- ⑧公的医療保険：全国健康保険協会
- ⑨公的年金保険：厚生年金保険
- ⑩労働者災害補償保険法の適用：有
- ⑪雇用保険：有
- ⑫健康診断：年1回、その他（ツベルクリン、HIV、B型肝炎検査など）
- ⑬歯科医師賠償責任保険：病院において加入しない。個人加入は任意
- ⑭学会、研究会等への参加：可（一部費用負担有）
- ⑮アルバイト：禁止とする。